

平成30年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第6日目）
 経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 平成30年3月8日（木） 午後2時10分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第8号）
 議第10号 平成30年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 1番 | 川村敏晴君 | 2番 | 本間善和君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 本間清人君 |
| 6番 | 大滝久志君 | 7番 | 小田信人君 |
| 8番 | 川崎健二君 | 副委員長 | 鈴木いせ子君 |
| 委員長 | 大滝国吉君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
木村貞雄君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|-------------|--------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 建設課長 | 中村則彦君 |
| 同課整備室長 | 伊与部善久君（課長補佐） |
| 同課整備室係長 | 小田康隆君 |
| 同課管理室長 | 五十嵐忠幸君 |
| 同課管理室副参事 | 風間貴志君 |
| 同課日沿道対策室長 | 山田知行君（課長補佐） |
| 同課日沿道対策室副参事 | 高橋和憲君 |
| 都市計画課長 | 東海林則雄君 |
| 同課建築住宅室長 | 志村悟君（課長補佐） |
| 同課建築住宅室係長 | 三須香代君 |
| 同課建築住宅室係長 | 齋藤俊則君 |
| 同課都市政策室長 | 中村宣信君 |
| 同課都市政策室係長 | 鈴木孝志君 |
| 下水道課長 | 早川明男君 |
| 同課工事係長 | 臼井信一君 |
| 同課管理業務室長 | 稲垣秀和君 |
| 同課管理業務室係長 | 齋藤健一君 |
| 同課管理業務室係長 | 渡邊貴志君 |
| 水道局長 | 川村甚一君 |
| 同局工事係副参事 | 菅原和英君 |

同局管理業務室長	内山治夫君 (課長補佐)
同局管理業務室係長	宮村勉君
同局管理業務室係長	本間孝幸君
村上支所村上水道事務所長	山田広良君 (課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	長柄長司君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
同課建設管理室長	鈴木健次君
山北支所産業建設課長	加藤泰君
同課産業観光室長	森山治人君

10 議会事務局職員

局 長	小林政一
係 長	鈴木涉

(午後2時10分)

特別委員長 (大滝国吉君) 開会を宣する。

○当特別委員会の審査については、当特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審査することとした。

分科会長 (川崎健二君) 経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第55号及び議第10号のうち建設課、都市計画課、下水道課及び水道局所管分について審査した後、議第55号及び議第10号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第11 議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算 (第8号) のうち当分科会所管分を議題とし、担当課長 (建設課長 中村則彦君、都市計画課長 東海林則雄君) から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

(説明)

建設 課長 それでは、よろしく願います。建設課所管分である。12P、13Pをお開きいただきたいと思う。第14款国庫支出金、2項4目の土木費国庫補助金、1節の道路橋りょう費補助金である。説明欄をごらんいただきたいと思う。1の社会資本整備総合交付金であるが、こちらのほうは国の補助事業に当たるものである。国の補正予算の追加内示があったので、国費で7,462万3,000円を追加させていただいた。詳細は、歳出のほうで説明させていただく。

都市計画課長 続いて、都市計画分である。同じところの説明欄の2、社会資本整備総合交付金の説明欄の2である。坂町地内の都市計画道路南中央線の交付金の確定によって、1,731万8,000円の減額をお願いするものである。次に、14款2項4目第2節住宅費補助金で、この社会資本整備総合交付金465万9,000円の減額をお願いするものであ

る。主なものは、堤下住宅4号棟の耐震改修工事と堤下4号棟の外壁及び屋上防水工事設計委託費について、補助交付額の減額によるものである。次に、14款2項4目3節都市計画費補助金である。説明欄の1、社会資本整備総合交付金、2の景観まちづくり刷新支援事業補助金についても、交付金及び補助金の確定により減額をお願いするものである。詳細については、歳出で説明させていただく。続いて、同じページ、15款2項5目土木費県補助金について、説明欄の一番下の欄をごらんください。説明欄の1、木造住宅耐震診断事業費補助金7万4,000円及び説明欄の2、木造住宅耐震改修事業費補助金11万7,000円の減額については、補助金額の確定によるものである。以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

歳出

第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 26P、27Pをお開きいただきたいと思う。第6款農林水産業費、1項5目の農地費である。説明欄をごらんいただきたいと思う。4の地籍調査事業職員人件費である。こちらのほうは、人事院勧告によって給料改定による差額分9万3,000円を追加補正させていただいた。

下水道課長 次に、下水道課所管の分をご説明させていただく。28、29Pをお開き願う。下のほうで、第6款4項1目農業集落排水処理施設費、28節繰出金については、農業集落排水建設費に不足が生じたため、先ほど集落排水補正のほうでご説明させていただいた1,020万円を追加させていただいた。以上である。

第8款 土木費

(説 明)

建設 課長 30P、31Pをお開きいただきたいと思う。8款土木費になる。1項1目である。土木総務費だ。1の土木総務費職員人件費である。こちらのほうも、同じく給与改定に伴って110万6,000円を追加補正させていただいた。次に、8款第2項2目の道路維持費である。1の道路対策事業経費である。この橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料であるが、事業費が確定したので、283万6,000円を減額させていただいた。平成29年度は152橋の橋梁点検を行っている。工事請負費である。国の補正予算による工事請負費になる。工事件数は3件になる。1件目、村上地区の岩船、上の山であるが、海員学校線ほか道路排水工事である。2件目、神林、塩谷であるが、市道塩谷線側溝改修工事である。3件目として、山北、大谷沢であるが、府屋・温出線のり面対策工事、以上3件の工事費を計上させていただいた。土地購入費については精算見込みで減額、補償金500万円については、同じく国の補正予算に伴う海員学校線ほか排水工事に伴ってのガス管の移設補償費を追加計上させていただいた。次に、除雪対策経費である。除雪対策経費の除排雪委託料であるが、こちらの

ほうは除雪や排雪の委託料である。2億円の追加計上させていただいた。この追加補正で除排雪委託料の総額は7億6,800万円となる。今回の補正額については、2月初旬の段階で見込んでいて、一般質問でもお答えさせていただいたが、その後も豪雪が続いたことによって、さらに除排雪費の不足が見込まれている。なお、最終的な支出見込みがつき次第追加補正をさせていただきたいと思うので、よろしく願いします。8款2項3目である。道路新設改良費の1、市道整備事業経費である。32P、33Pをお開きいただきたいと思う。測量設計等委託料である。決算見込みによって798万9,000円を減額いたした。2の幹線道路整備事業経費である。こちらのほうは補償金100万円、歩道等整備事業経費の測量設計等委託料53万5,000円についても、決算見込みにより減額させていただいた。

都市計画課長 同じところの都市計画分、説明欄の4、村上総合病院移転新築周辺道路整備事業経費360万円の減額については、用地及び補償費に過不足が生じたので、土地購入費を230万円増額し、補償金590万円の減額をお願いするものである。以上だ。

建設 課長 引き続いて、5の道路改良事業費職員人件費である。こちらのほうも、給料改定に伴うものであって、30万7,000円を追加させていただいた。9款4項の河川費、3目河川海岸維持費である。説明欄の1、河川維持管理経費である。測量設計等委託料80万円についても、決算見込みにより減額させていただいた。

都市計画課長 同じページの8款6項1目都市計画総務費について、説明欄の1、都市計画総務一般経費450万円の減額については、都市計画道路七湊線変更について、国、県との関係機関との協議が調うまで都市計画の変更業務を延期することとし、委託料の減額をお願いするものである。次に、説明欄の2、歴史的風致維持向上計画推進経費365万円の減額については、補助金の確定によるものである。次の説明欄の3、職員人件費については、都市政策室7人分の人件費の補正である。続いて、その下の段、8款6項2目街路事業費2,000万円の減額については、荒川地内の都市計画道路南中央線の整備に係るものである。説明欄の1行目、測量設計等委託料1,650万円の減額については、橋梁の詳細設計について交付金の減額によるものである。なお、平成30年度の工事への影響はない。次に、2行目の土地購入費850万円の減額については、今年度事業費の確定により減額をお願いするものである。次に、3行目の補償金500万円の増額については、住宅等の補償費確定による不足分である。以上である。

下水道課長 34、35Pをお開き願う。第8款7項1目下水道整備費、28節繰出金については、給与改定に伴う職員人件費といたして80万円を追加させていただいた。以上である。

都市計画課長 同じページ、次の段の住宅費である。8款8項1目住宅管理費145万5,000円の減額については、説明欄の1、住宅対策経費60万9,000円の減額については、堤下住宅4号棟の改修工事設計業務委託料などの請負差額である。次に、説明欄の2、耐震改修促進事業95万5,000円の減額については、木造住宅の耐震診断及び改修事業補助金の確定によるものである。次の説明欄の3、職員人件費については、建築住宅室5人分の人件費の補正である。以上である。

第3表 繰越明許費 (説明)

建設 課長 戻って、6Pをお開きいただきたいと思う。第3表の繰越明許費である。その中の建設課所管分、8款土木費、2目道路橋りょう費の道路対策事業経費である。歳出でも説明させていただいたが、今回の国の補正予算案に伴う交付金事業の工事請負

費3件と補償金1件の合計1億2,949万9,000円について、翌年度への繰り越しをお願いするものである。補正予算の内示が年度末であったために年度内の工事完了ができないため、翌年度への繰り越しをお願いするものである。対象工事は、歳出で説明したものと重複するが、海員学校線ほか道路排水工事、2工事目は塩谷線側溝改修工事、そして3工事目は府屋・温出線のり面対策工事になる。また、補償金であるが、海員学校線ほか道路排水工事に伴うガス管の移設補償についても、同じように繰り越しをお願いするものである。

都市計画課長 同じく、8款2項道路橋りょう費の都市計画課担当分である。村上総合病院移転新築周辺道路整備事業経費1億8,460万円については、用地交渉において個々にさまざまな事情があって、売買契約に時間を要したので、繰り越しをお願いするものである。なお、地権者43名中31名については契約を完了している。残る方についても、個々の事情が整理でき次第契約の予定である。続いて、8款6項都市計画費の都市計画道路整備事業経費9,410万円については、坂町地内の都市計画道路南中央線の道路整備事業において、用地及び補償費の交渉に時間を要したので、繰り越しをお願いするものである。以上だ。よろしく願いいたす。

歳出

第6款 農林水産業費

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

第8款 土木費

(質 疑)

本間 善和 土木費の33Pになるか、都市計画課長のほうにちょっとお願いしたいのだが、4番のところに村上総合病院の周辺の道路整備のことであるけれども、土地の購入費のところで230万円を予定して増額お願いして、補償費で減額しているのだけれども、これの対象者は当初予算では40名という格好で、たしか1万6,700平方メートル買うのだという計画だったが、最終的にどんな格好になるのか。対象人数と購入した面積は。

都市計画課長 用地の方が40名である。補償のみが3名ある。

本間 善和 40人は、すると再度だけれども、当初と同じということだね。

都市計画課長 同じだ。プラス補償のみの方が3名ということである。

本間 善和 面積についてはどんなふうになるか、購入面積。

都市計画課長 面積については、1万7,907平方メートルである。

本間 善和 このほかに新年度予算でも上がっているのだけれども、まだ残っているということなのか。

都市計画課長 個々に古い相続というのの事情があって、繰り越ししてもなかなか行方不明みたいな方あって、その方は繰り越ししないで新年度に計上させていただいた。

本間 善和 わかった。結構だ。

本間 清人 34、35Pで、下水道費のこの一般会計からの繰出金が今現在21億5,567万円ほどある

わけだね。先ほど特別会計でも質問すればよかったのだけれども、そのつなぎ込みが旧村上市内59%、市全体でも67%だったか、その程度の数字なのだが、当然繰出金を減らしていくには、そのつなぎ込みが本当は100%になればまたどんどんこれも減っていくのだろうと思うのだけれども、何で、つなぎ込みができない理由というのが村上市内の方、特に旧住宅街の町屋の方々が言うには、間口が短くてウナギ長屋みたいな、結局昔の城下町の建物だから、間口での税金、年貢か。それが長いので、水ものが全部後ろなのだそうだ。それで、若い人がいない。年寄りで1人だったり2人暮らし。それで、表の本線からのつなぎ込みするまでに下手すればもう数十メートル、30、40メートルも引っ張らねばならないなんてうちが結構多いのだそうだ。それでいて、なおかつ勾配が逆勾配なので、そこにただつなぎ込めば行くのではなくて、ポンプというか、回してくみ上げて逆勾配に上らせねばない部分が多いのだそうだ。それに、では見積もりをするとやっぱり10万円、20万円で終われば何とかなるのだが、その10倍、20倍の金額になってしまう。だから、どうしてもつなぎ込みができていかないという現状があるわけだ。その辺は、市としては何かしらの対策考えているのか。

下水道課長

今ほどのお話しののだが、確かに間口が狭くて奥行きがあるというところで、片町のほうなのだけれども、そういうお宅で後ろのほうに回せるところについては、後ろのほうに今管渠整備をさせていただいている。ただ、こちらのほうについては、どうしても住宅街になるので、後ろのほうにその管を布設するところがないというか、そういう現状のところについては、やむを得ず普通の配管を道路のところ、歩道のところとか配管させていただいて、その個人の方どうしても経費かかる部分については、対策としてはないものだから、今やっている住宅リフォーム補助とかそれらの活用をお願いしながら、つなぎ込みに対してお願いをして回っているという現状である。

本間 清人

お願いして回って、確かにその補助金使ってくれとはいえども、その補助金が半分だったり、例えば200万円を限度に100万円まで補助金出す。では、100万円は自己資金とかという補助金であればなかなか使いやすいのだが、10万円、20万円の補助金で、実際支払いが250万円だなんていう場合に、やっぱりもう75以上の後期高齢者過ぎた方々にとってはそれ無理だ、つなぎ込めなんて言ったところで。やっぱりそこを根本的な何か対策といっても、これは絶対無理だろう。100%には多分これ一生行かない、どう考えても。その部分は、ではそれでいいのかというわけにはいかないわけではないか。だから、何かしらどんどん、どんどん20億円も一般会計から繰り出すのなら、どうせであれば今回はそのうちの5億円をそういう工事費負担金としてつなぎ込みの部分を市で出そうみたいなあってもいいのではないかなと思うのだが、どんなもの。それは、不公平になって、今度またほかの地域からいや、神林はそんなことないなんて言う人出てくるかもしれないから、そういうこともならないのだけれども、何か根本的にそれはちょっと対策考えてみてもらえないか。

下水道課長

今委員からのお話しの、本当に悩ましいところである。それで、今ほど委員のほうからもお話あったように、例えばその今この時点で補助となると、本当に不公平感というものもこれも否めないところである。それで、その中で対策ということで、全国の事例等も調べさせていただいたのだが、なかなか難しいところではある。ただ、本市で今考えているのは、新年度から雨水管理総合計画というものを2カ年かけて計画させていただいている。それについては、新しく平成28年度に社会資本整

備総合交付金で創設されたものであって、直接的な補助ではないのだが、要は高齢者の方、これについては本当に今委員がおっしゃられたように、つなぎ込みお願いすると言っても無理なところであるので、それ以外のところでネックになっているのが要は浄化槽があるからと。雨水管理総合計画を立てて、そこで先ほど住宅のほうでも話あったように、その浄化槽から下水道に切りかえていただくと。そうした場合、その浄化槽について埋め戻したり、雨水対策として利用してもらうというものに対して、市が補助するものに対して国から補助いただけるというものもあるので、それらを今検討させていただいているところである。

本間 清人

ほとんどがその家庭についている浄化槽が後ろなのだ。50メートルもあるようなうちもあるよね。それがほとんど後ろ。前にあれば、本当はつなぎ込みなんか簡単な、でもそれができない。そこに1つある人が言っていたのは、できればその町内協力のもとで、例えば1軒1軒ずつやるから大変なのだよね。長屋みたいに壁1枚でつながっている塩町とか、例えば庄内町とか、ああいうところはほとんどの家が分かれていないわけではないか、くっついている。そうすると、3軒で真ん中に本管を引っ張って、そこにつなぎ込みを隣のうちがするというと、1軒ずつの本管よりも安くなるのではないか。たしか安くなるのではないかなと思うのだ。そんな方法も考えながら、そうすると1軒やるところで両隣がつなぎ込みできるので、3軒一気に本管へのつなぎ込みができていくわけだ。別にこの下に流れるのなんて、上水道分の倍額で下水道料金なのだから、これから下水道料金もメーターつけるなんていう話もあったのだけれども、そういう方法もちょっと考えてみたらどうか。

下水道課長

非常にいいお話を今いただいたので、それができるかどうか、これからちょっと研究、検討させていただきたいと思う。

川崎分科会長

よろしいか。

〔委員外議員〕

木村 貞雄

今ほど本間委員話しした関係なのだけれども、私さっきも下水道のほうで集落排水だったか、どっちだったか忘れた。その預託金の関係で話したのだけれども、それも割と旧村上市の方というのは、前から私も考えていたのであるけれども、連帯保証人になりたくなくてどうもそのあれが使いづらいのだ。だから、今本間委員が言ったように、それらも市が責任持つような形でうまくやっっていけるような話なのだけれども、その辺も考えてみてやったほうがいいと思うのだけれども、どうか。

下水道課長

ありがとうございます。今ほどの件については、やはり借りが借りやすいものというふうに考えていて、平成26年度に一時ちょっと金融機関のほうとご相談させていただいたりとかさせていただいているところだ。その後、ちょっと停滞はしているのだが、やはり連帯保証人の関係とか、またどうすればいいのか、事務の簡素化とか、その辺を金融機関さんとお話をしながら借りやすい方向に持っていきたいということで今進めているところである。

木村 貞雄

もう一点、33Pの、私聞いていなかったか、ちょっとあれだけれども、一番上の幹線道路の整備事業の補償金の関係なのだけれども、これはたしか下新保の関係で10件の、これ当初予算まるっきり全額減額なのだけれども、何か説明したか。

建設 課長

下新保の1512号線の電柱移転として当初予算で計上させていただいた。工事を進める際、管理者と立ち会いした結果、換地から換地の移動というふうなことで移転費がかからなくなったものだから、全額ここで減をさせていただいた。

川崎分科会長 いいか。

第3表 繰越明許費

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度のとりまとめを行った結果、議第55号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第12 議第10号 平成30年度村上市一般会計予算のうち建設課、都市計画課、下水道課及び水道局所管分について、担当課長（建設課長 中村則彦君、都市計画課長 東海林則雄君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 使用料及び手数料

(説 明)

建設 課長 それでは、建設課所管分で歳入について説明させていただく。22P、23Pをごらんいただきたいと思う。第13款使用料及び手数料、第1項第7目土木使用料である。説明欄もごらんいただきたいと思う。市道、里道などにおける電力、電話、ガスの埋設管や電柱等の占用料現年度分と滞納繰越分である。合わせて1,880万3,000円を計上させていただいた。

都市計画課長 都市計画課所管分の主なものについて説明させていただく。25Pの上の段をよろしく願いたい。13款1項7目第4節住宅使用料2,765万5,000円については、住宅管理戸数240戸、駐車場66区画分の現年度分及び滞納繰越分の使用料である。以上だ。

第14款 国庫支出金

(説 明)

建設 課長 28P、29Pをごらんいただきたいと思う。第14款国庫支出金、第2項4目土木費国庫補助金である。説明欄の1、社会資本整備総合交付金であるが、こちらのほうは従来の補助事業の補助金に当たるものである。2億1,608万5,000円が建設課所管分である。全体としては道路改良、道路施設の改修、橋梁の点検、除雪機械購入、除排雪に伴う委託料の交付金である。交付金の代表的な事業としては、山北の府屋・温出線のり面対策工事、神林の小岩内線ほかの消雪パイプの工事などが挙げられるが、そのほかに歩道整備なども対象になっている。歳出のほうで詳しく説明させていただく。

都市計画課長 済みません、同じところの説明欄の2、都市計画課分3,923万5,000円については、坂町地内の都市計画道路南中央線道路整備の交付金である。次に、14款2項4目第2節住宅費補助金3,135万9,000円については、主なものは堤下住宅4号棟の外壁及び屋上防水工事で2,590万円、そのほか堤下住宅2号棟、4号棟の配水管改修工事設

計業務委託及び木造住宅耐震診断、改修、瀬波病院の耐震改修の交付金である。次に、14款2項4目第3節都市計画費補助金736万7,000円については、村上市歴史的風致維持向上計画の重点区域にある大町、小町、庄内町地区における建物の外観修景事業の交付金である。以上である。

第15款 県支出金

(説明)

建設 課長 30P、31Pをごらんいただきたいと思う。中ほどになります。第15款県支出金、第1項3目の農林水産業費の負担金である。説明欄の1、地籍調査事業費負担金である。地籍調査、国土調査に伴う県の負担金であって、2,385万円を計上させていただいた。

都市計画課長 32、33Pをお願いいたします。15款2項5目土木費県補助金、第1節住宅費県補助金204万4,000円については、説明欄の1で木造住宅耐震診断事業費補助金として6件分、13万8,000円、説明欄の2、木造住宅耐震改修事業費補助金として1件分、18万3,000円、説明欄の3、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等事業費補助金208万3,000円については、瀬波病院の耐震改修への県の補助金である。以上だ。

建設 課長 34P、35ページをお開きいただきたいと思う。15款第3項委託金の3目土木費委託金である。説明欄の1、河川維持管理委託金である。1,583万6,000円については、2級河川などの県管理河川の堤防の草刈りに伴う県からの委託金になる。以上である。

都市計画課長 都市計画課だ。同じところの15款3項3目第3節住宅費委託金1,266万5,000円のうち、説明欄の1、県営住宅管理委任交付金1,007万4,000円については、県営住宅家賃収入の約23%が市に交付されるものである。ほか県営住宅の維持管理及び修繕費の交付金である。ほか38P以降、20款6項雑入については、うちのほう説明はない。

第20款 諸収入

(説明)

建設 課長 少額のため、説明省略させていただく。

川崎分科会長 都市計画も同じか。

都市計画課長 先ほどないと申し上げたとおりである。

川崎分科会長 わかった。

歳入

第13款 使用料及び手数料

第14款 国庫支出金

第15款 県支出金

第20款 諸収入

(質疑)

なし

[委員外議員]

木村 貞雄 土木費の県補助金の関係で、都市計画課の関係なのだけれども、この緊急安全確認のこの補助金、補助率は。

都市計画課長 設計に対しての補助金だけれども、市の分が6分の1である。全体では国が3分の1、県が6分の1、市が6分の1、事業主体が3分の1となっている。

分科会長（川崎健二君）休憩を宣する。
（午後2時52分）

分科会長（川崎健二君）再開を宣する。
（午後3時05分）

歳出

第4款 衛生費

（説明）

水道 局長 それでは、歳出中、水道局の所管部分について説明申し上げる。104、105Pをお願いいたす。第4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、28節は繰出金であるけれども、説明欄6の簡易水道事業特別会計への繰出金、こちらが1億9,877万5,000円、説明欄7の上水道事業会計繰出金が1,147万1,000円、合わせて2億1,024万6,000円である。なお、充当先等については、先ほどそれぞれの会計において説明を申し上げているので、省略をさせていただく。以上である。

第6款 農林水産業費

（説明）

建設 課長 126P、127Pお聞きいただきたいと思う。第6款農林水産業費の第1項5目の農地費である。こちらのほう国土調査に伴う調査である。説明欄の3の地籍調査経費といたして3,337万2,000円を計上いたした。地籍調査については神林地区、朝日地区で実施している。測量設計等委託料3,038万7,000円であるが、地籍調査に伴う測量調査の委託料であって、朝日地区については猿沢、川端の2集落、神林地区については塩谷集落の委託料を計上いたした。次、128P、129Pをお聞きいただきたいと思う。5の地籍調査事業職員人件費である。国土調査の職員人件費であって、2名分を計上させていただいた。

下水道課長 次に、136、137Pをお聞き願う。第6款4項1目農業集落排水処理施設費（繰出金）についてご説明させていただく。137Pの説明欄で1、集落排水事業特別会計繰出金については、集落排水事業特別会計の繰出金といたして6億8,944万8,000円を計上させていただいた。繰出金の主な使途内容といたしては、集落排水事業の集落排水費で、集落排水施設の施設管理費のほか公債費の償還金などに充てさせていただいている。以上である。

第8款 土木費

（説明）

建設 課長 第8款の土木費である。146P、147Pをお聞きいただきたいと思う。中ほどから8款土木費である。建設課所管分であるが、1の土木総務管理経費であるが、こちらのほうは庶務的な経費になるが、322万8,000円を計上させていただいた。148P、149Pお聞きいただきたいと思う。説明欄の5の広域道路整備一般経費については、高速道路や国県道の改良促進の同盟会、協議会の負担金になる。11団体で150万5,000円

を計上いたしました。6の土木総務費職員人件費である。こちらのほうは、職員22名分の人件費を計上させていただいた。150P、151Pをお開きいただきたいと思う。8款2項1目道路橋りょう総務費であるが、道路などの管理の一般的な経費になる。1の道路橋りょう一般管理経費である。4行目の施設維持保全業務委託料745万2,000円については、高速道路のインターチェンジのランプ部、乗り入れの部分であるが、こちらのほうの国土交通省への管理委託料になって、地域活性化インターの神林岩船港インターチェンジ、村上山辺里インターチェンジ、朝日三面インターチェンジ3カ所の分になる。次、6行目になるけれども、測量設計等委託料である。2,500万円については、道路台帳などの修正業務委託あるいは地図の作成委託料になる。2の日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費になる。こちらのほうは、日沿道朝日温海道路に関する経費になって、下から4行目になる。測量設計等委託料843万5,000円については、道の駅朝日の基本設計の委託料を計上いたしました。8款2項2目道路維持費については道路の維持、修繕、改築等の費用になる。1の道路維持管理経費である。3行目、修繕料4,280万円であるが、道路補修だ。舗装などの補修、側溝ぶたの交換、側溝修繕あるいは安全施設照明灯などの道路施設の緊急修繕の費用と庁用車の車検時の車両修繕、こちらのほうを計上させていただいた。下から5行目になる。施設維持保全業務委託料5,960万円である。こちらのほうは、道路路肩の草刈りや側溝、集水ます等の清掃の費用になる。152P、153Pをお開きいただきたいと思う。2の道路対策事業経費である。橋りょうの長寿命化修繕計画の策定や道路橋梁補修工事、舗装補修、側溝改築などの道路の維持的な工事に伴う費用であって、上のほうの測量設計等委託料については、道路や橋梁の維持補修を行うための測量調査の費用として1,807万円を計上させていただいた。件数で8件である。主な事業箇所といたしては、市道羽下ヶ淵1号線、こちらは羽下ヶ淵へ行く上り坂のところであるが、こちらのほうの地質調査及び概略設計、勝木川にかかる大鳥橋、あと山田川にかかる兼見田橋の補修設計ほか道路用地の測量等の費用を計上させていただいた。次に、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料であるが、こちらのほうであるが、41橋の道路橋、それと横断歩道橋1橋、それとトンネル5カ所の点検費用といたして2,900万円の委託料を計上いたしている。工事請負費については、橋梁のかけかえ工事や道路側溝の改修、舗装の補修工事など道路維持的な工事費用で合計で26件、2億1,570万円を計上させていただいた。主な工事といたしては、上海府にある市道間島線の境川の橋梁のかけかえ工事、堺川橋であるが、橋梁のかけかえ工事のほか、道路側溝の改修工事、区画整理など安全施設の工事、それと道路橋梁の舗装、補修、その他になって、事業箇所については、本日皆様方のほうに配付させていただいた平成30年度工事箇所一覧表に記載してある。また、委員会室の入り口、そちらのほうになるが、位置図を掲示しているので、後ほどごらんいただきたいと思う。この道路対策事業経費の工事箇所については、一覧表の1Pと2Pに記載している。補償金600万円については、道路改良工事などに伴って支障となる電柱や埋設管の移設補助金になる。600万円を計上させていただいた。次、3の除雪対策経費である。除雪対策経費といたしては、5億7,716万8,000円を計上させていただいた。修繕料5,500万円については、消雪パイプの漏水修繕、ノズル交換、制御盤などの修繕工事の費用、中ほどの設備保守点検業務委託料4,510万2,000円については、消雪パイプのノズル、電気設備の点検業務、測量設計委託業務1,417万2,000円については、高根地内の消雪パイプの取水施設の調査設計委託と除雪計画の更新作業業務委

託の費用になる。除排雪委託料である。2億880万円については機械除雪、排雪の委託料を計上したものである。除雪機械リース料8,105万1,000円であるが、こちらのほうは除雪用のホイールローダー等除雪機械の借上料を計上させていただいている。工事請負費9,480万円であるが、こちらのほうは神林・平林・小岩内線の消雪パイプの工事など6件の工事請負費を計上させていただいている。こちらのほうも、工事計画一覧表の2Pのほうに掲載してあるので、ご確認いただければと思う。機械器具購入費4,320万円については、除雪機械の購入費になる。搭乗式の小型ロータリー車1台、14トンのホイールローダー1台と凍結剤散布車1台の購入を予定している。次に、8款3目道路新設改良費であるが、こちらのほうは道路の新設工事や改良工事の費用になる。説明欄のほうの1、市道整備事業経費である。測量設計等委託料3,449万4,000円については、道路改良工事などに伴う測量調査、実施設計の費用であって、神林今宿7号線道路改良工事の調査設計など10件を計上させていただいた。次に、工事請負費である。1億5,060万円については、道路改良工事や舗装工事であって、下相川日下4号線橋梁工事ほか（仮称）運動公園線等の工事請負費であって、14件計上している。こちらのほうも、投資的経費一覧表の3Pに記載している。ご確認できればと思う。2の幹線道路整備事業経費である。測量設計等委託料950万円については、山北の府屋・勝木線、こちらのほうは国道7号から日沿道の仮称の府屋インターチェンジのアクセス道路となる市道である。こちらのほうの路線測量と予備設計の費用を計上させていただいた。次、3の歩道等整備事業経費である。1の工事請負費3,550万円については、神林市道山屋・前谷線の歩道新設工事を行うものであって、来年度工事着工して1年で終わらせる予定である。一覧表の3Pにこちらのほうも記載している。

都市計画課長

済みません、同じく4、村上総合病院移転新築周辺道路整備事業費1億1万4,000円については、測量設計等委託料524万8,000円については、工事中仮設道路の設計委託料324万円、土地分筆登記の委託料200万8,000円である。土壤調査業務委託料205万2,000円については、道路建設費の土壤調査業務委託料である。工事請負費8,900万円については、幹線道路約300メートル、仮設道路約480メートル、水路つけかえ約400メートルを予定している。以上だ。

建設 課長

引き続き、5の道路改良事業の職員人件費である。こちらのほうも、職員7名分の人件費を計上させていただいている。154、155Pをお開きいただきたいと思う。8款第3項排水路費、1目の排水路維持費である。説明欄1の排水路維持管理経費である。施設維持保全業務委託料1,417万2,000円については、排水路の江ざらいや草刈りの委託費である。工事請負費1,040万円であるが、こちらのほうは村上地区と荒川地区で実施している排水路の改修工事の費用を計上いたした。一覧表の4Pに記載した工事になる。8款3項2目の排水路新設改良費だ。1の排水路新設改良経費であるが、工事請負費160万円であるが、継続して進めている排水路の改修工事の費用になる。一覧表の4Pにこちらのほうも記載している。8款4項河川費である。1目の河川総務費、1の河川総務一般経費である。河川総務一般経費73万3,000円については、河川や海岸事業の整備促進に伴う各種同盟会の負担金が主なものになる。2の水辺の楽校経費である。こちらのほうは、荒川の右岸側にある水辺の楽校の親水公園であるが、こちらのほうの維持管理の費用が主である。その他の備品購入費であるが、471万円については、老朽化した公園内のトイレの洋式トイレであるが、こちらのほうの購入費を計上させていただいている。8款4項2目の河川改良費である。

1の急傾斜地崩壊対策経費である。急傾斜地崩壊対策事業費の負担金であるが、こちらのほうは山北芦谷地区で実施している県単の急傾斜地崩壊対策事業の市の負担金分であって、1,200万円を計上させていただいた。2の河川整備促進経費については、市の管理する普通河川の改修などに伴う経費になる。測量設計等委託料400万円については、松山地内渡山辺里川の橋梁工事に伴う測量設計委託料を計上、工事費の1,000万円については、神林滝矢川の改修収納費用を計上いたした。156、157Pお聞きいただきたいと思う。8款4項3目の河川海岸維持費である。1の河川維持管理経費であるが、こちらのほうは修繕料300万円については、市の管理河川の緊急修繕等の費用になる。施設維持保全業務委託料については、県からの委託業務で行う2級河川等の草刈りの委託費や市管理河川の除草、江ざらいや流木処理等の費用であって、2,200万円を計上いたしている。8款5項港湾費、1目港湾管理費である。1の港湾一般経費であるが、港湾管理といたして全体で129万3,000円を計上させていただいた。

都市計画課長 157P、同じページの8款6項1目都市計画総務費について、説明欄の1、中ほどの都市計画関係業務委託料1,263万6,000円については、都市計画基礎調査委託料903万2,000円及び都市計画道路変更等に伴う委託料である。次に、2の歴史的風致維持向上計画推進経費のうち、中ほどの歴史的風致維持向上計画関係業務委託料699万9,000円については、道路の舗装等の美装化の設計業務委託料537万9,000円及び歴史的建造物調査委託料である。その下の工事請負費582万円については、小町地内の第四銀行の横にある道路、市道の舗装美装化約50メートルの工事費である。次の159Pの上の段をお願いいたす。歴史的風致形成建造物保存事業補助金526万7,000円については建物4棟分、その下の行の建造物外観修景事業補助金364万7,000円については、建物3棟分である。次に、3、人件費は、都市政策室7人分の人件費である。続いて、同じページ、8款6項2目街路事業費7,600万円のうち、説明欄1の1行目の測量設計等委託料1,800万円については、坂町地内の都市計画道路南中央線道路整備に伴う橋梁の詳細設計及び土地分筆登記の委託料である。その下の段の工事請負費2,700万円については、県道側から約70メートルの工事費用である。その下、土地購入費3,000万円については地権者3人、面積で1,639平方メートルを予定している。下の補償金100万円については残地補償費である。続いて、同じページ、8款6項3目公園費について、説明欄2、都市公園整備経費245万3,000円については、瀬波温泉地内のいこいの森児童公園、坂町地内の前坪公園など都市公園の遊具の修繕や樹木の伐採、剪定、柵やフジ柵の修繕工事の費用である。以上である。

下水道課長 160、161Pをお聞き願う。第8款7項1目下水道整備費(繰出金)についてだが、161Pの説明欄で1、下水道事業特別会計繰出金については、下水道事業特別会計の繰出金といたして23億5,046万6,000円を計上させていただいた。繰出金の主な用途内容といたしては、下水道事業の下水道費で、下水道施設の施設管理費のほか公債費で事業債の元金や利子の償還金などに充てさせていただいている。以上である。

都市計画課長 同じページの8款8項1目住宅管理費については、平成30年度は堤下住宅4号棟の外壁及び屋上防水工事を予定しているし、平成31年度には2号棟、4号棟の配水管改修工事を予定している。それに伴う工事費や設計委託料を主に計上いたした。説明欄の1、住宅対策経費8,328万3,000円のうち、下から4行目の測量設計等委託料350万円については、堤下住宅2号棟及び4号棟の配水管改修工事設計、4号棟の外壁及び屋上防水工事の施工管理の委託料である。次のページ、説明欄の一番上、工

事請負費6,421万円について、主なものは堤下住宅4号棟の外壁及び屋上防水工事で5,180万円、その他入居時の空き部屋等の修繕工事である。続いて、2の耐震改修促進事業965万3,000円について、主なものについては、3行目にある要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業費補助金833万3,000円である。これは、瀬波病院の耐震改修の設計に対する補助金であって、歳入で説明いたした国、県からの補助金がある。そのほか、木造住宅耐震診断6件分、改修1件分の補助金である。次に、3の人件費は、建築住宅室課長を含む5人分の職員人件費である。以上である。よろしくお願いいたします。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 208、209Pをお開きいただきたいと思う。第11款災害復旧費、2項1目の公共土木施設災害復旧費である。こちらのほうは、工事請負費で1,000円の項目計上をさせていただいた。

第2表 債務負担行為

(説明)

建設 課長 戻って7Pである。2表の債務負担行為になる。こちらのほう上から6行目、日東道地域活性化ICランプ部管理業務委託料になる。地域活性化インターである神林岩船港インター、村上山辺里インター、朝日三面インター、3つのインターに国土交通省に委託しているインターチェンジランプ部、進入路になる部分であるが、こちらのほうの管理委託料になる。年度末の支払い部分の精算が翌年度にまたがるために、債務負担について毎年お願いしているものである。以上で建設課所管分の説明を終わらせていただく。

歳出

第4款 衛生費

(質疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

第6款 農林水産業費

(質疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

第8款 土木費

(質疑)

なし

〔委員外議員〕

- 木村 貞雄 市道整備事業の関係でお聞きするけれども、153Pの関係なのだが、年次計画で殿岡南大平線進めているけれども、今年度はどの辺まであれなのか。
- 建設 課長 今年度についても、指合から南大平間の工区のほう引き続き進めさせていただきたいと考えている。
- 木村 貞雄 155Pの河川整備促進経費の関係で、これまた平林の滝矢川の改修おこなっているのだけれども、毎年わずかずつなのだけれども、もう少し延びるようなあれはないのか。
- 建設 課長 もう少し促進したいと考えているのだけれども、なかなか財政事情もあって、その財政計画に合わせて進めている関係で、今年度は20メートル、上流部の神社のあるところだ。そこ一番ネックになっているものだから、そちらのそのほうから工事を進めたいと考えている。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

第2表 債務負担行為

(質 疑)

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午後3時35分）